

会 務 報 告

令和7年度税制改正提言

国際競争力を高め少子化・長寿化社会に対応し、経済再生と財政健全化の両立を実現するための税制改正提言を当法人会は下記のとおり提案しました。(一部抜粋)

基 本 事 項

(総 論)

- 1 次の世代へ負の遺産を引き継がないための財政政策のあり方
- 2 国内企業の維持、育成に向けた税制上の取組みの必要性
- 3 消費税のあり方
- 4 納税意識の向上を図るため若い世代への租税教育の実施

(各 論)

法人税について

企業活動がグローバル化し、企業が国を選ぶ時代となっている現状を踏まえ、国際競争力を強化し地域産業の空洞化対策の観点からも更なる法人税率の引下げは必要であるが、法人企業の7割近くが赤字企業であるという現実を踏まえ、固定資産税の軽減等の効果的な中小企業支援税制の拡充が急務である。

消費税について

税は、所得、資産、消費にバランスよく課税することが必要とされているが、我が国の場合、所得課税の比率が高く、消費課税の比率が低いのが現状である。今後少子・長寿化に伴う財政需要の増大などを考慮すれば、消費税率の引上げは、将来の子供たちに禍根を残さない財政基盤を確立する上で必要である。

現在、導入されている軽減税率制度を含めた複数税率制度については、複雑で事務負担が大きいうえに効果が低いことから単一税率とし、低所得者対策は簡素な給付措置の見直しで対応することが望ましい。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度については零細企業の廃業も余儀なくされることから、廃止を含めた検討を要望する。

相続税について

事業承継税制については、納税猶予制度の適用要件が緩和されたが、最も優先すべき課題は事業用資産や、取引相場のない株式の評価方法についての是正を行なうことである。

個人所得税について

わが国の所得税制には、政策的配慮からさまざまな人的控除や特別控除が設けられ負担の空洞化現象が発生しており、働き方や家族構成の変化に伴い、税負担について検討していく必要がある。

このため、所得控除方式を、税額控除、ゼロ税率方式等に改めるなど課税の公平を図るとともに簡素な税体系とすべきである。